

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 県議会議員補欠選挙の事由の発生
○直接請求のための署名の禁止

ページ

一 一

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十四号

平成二十九年四月十七日公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項第五号の規定により東松島選挙区において宮城県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定により告示する。

平成二十九年四月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○宮選管告示第三十五号

宮城県議会議員の補欠選挙を東松島選挙区において行うべき事由が発生したので、当該選挙が行われる区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第七項（第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用する場合を含む。）の規定により、この告示の日の翌日から当該選挙の期日までの間、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び市町村の合併の特例に関する法律並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求のための署名を求めることができない。

平成二十九年四月十七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫